

# 堺市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例

(堺市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 堀市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第33号）  
の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部改正)

第2条 市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例（令和2年条例第23号）  
の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に改める。

## 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。